平成２９年（フ）第８７号
北九州市門司区片上町７番15―104号
債務者　安藤　　真
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏崎　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７１２号
北九州市八幡西区西折尾町４番７―201号
債務者　武田恵美子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　幸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６７号
福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉1218番地１
債務者　石松　秀人
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５３３号
大阪市東成区神路３丁目７番22号　レアレア今里32番館　410号
債務者　野々口　誠
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖山　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５９号
北九州市八幡西区則松４丁目19番９号
債務者　藤岡　幸恵
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４６号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番３―606号
債務者　石井　　努
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾上　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３号
宮城県富谷市日吉台３丁目12番地19　パレスハッピーⅠ101
債務者　内海　香奈
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８２号
福岡県中間市大辻町21番20号
債務者　今村　美江
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２４号
岡山県笠岡市園井2093番地　市営住宅園井団地27号
債務者　藤澤　四郎
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
沖縄県那覇市樋川１丁目２番41―203号　ひよし荘
債務者　野畑　美穂
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１７３８号
さいたま市西区大字佐知川1325番地２　セジュール参番館103
債務者　光安久美子（旧姓副島）
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６４号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区18棟503号
債務者　青木智恵子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
埼玉県新座市石神５丁目５番19号
債務者　笠原　　晃
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６０号
埼玉県八潮市大字西袋593番地５　Ｖｉａｓｏｌｅ Ⅱ棟101号室
債務者　外地　　悟
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
埼玉県入間市大字下藤沢474番地１　コーポムサシ103
債務者　片平建装こと　片平　哲仁
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５２号
埼玉県飯能市大字双柳628番地15　サンハイツＢ―101
債務者　石井　愛子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５６号
埼玉県坂戸市溝端町９番地（17―304）、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目８番304号
債務者　関川　善清
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部